中世の額安寺と周辺地域

小野章二

The Kakuan-ji Temple and Its Vicinity in the Medieval Era

②律宗寺院額安寺領

はじめに

おわりに

[論文要旨]

> 彩が強められていた。 ○三)の額安寺別当職寄進を待つまでもなく、弘安年間にはすでに西大寺の末寺的色

り、地域結合の核としての地域寺院額安寺の姿を見ることができる。中世後期の禁制からは、額安寺が額田部郷の検断に関与していたことも明らかであ

はじめに

四通、 の内容としており、 が存在している。一方の額安寺所蔵額安寺文書は三二通の中世文書をそ 年翻刻されているが、他に近世を中心とした五○通あまりの未翻刻文書 から近世に至る一二〇通、鎌倉・南北朝期の備前国金岡東荘関係文書一 的に多数を占める額田宗次氏所蔵分は、内容によって分類されて、平安 所蔵額安寺文書であるが、大多数が市史の史料集に収められている。 額安寺の基本史料となるのは、 るとともに、併せてその周辺地域の状況を検討することを目的とする。 の数にのぼる。本稿は中世の額安寺を考える際の基礎的な事実を整理す かし一方で叡尊・忍性の重要な活動の場として、関説したものはかなり 院の内部構造に関する史料が不足していることによると思われるが、 は不明な点も多く、額安寺そのものに関する専論もない。その理由は寺 などで大まかにふれられている程度で、中世寺院としての実態について 宗次氏所蔵額安寺文書および額安寺所蔵額安寺文書の引用にあたっては、 「額」・「寺」と略記し、それぞれ『大和郡山市史史料集』の番号に従う。 中世の額安寺については、『大和郡山市史』や『奈良県史』・地名辞典 戦国期から近世にかけての板屋瀬関係文書一一通、雑記七通が編 両者は元々一つの文書群をなしていた。以下、 額田宗次氏所蔵額安寺文書および額安寺

▶平安・鎌倉期の額安寺領

田畠」に分類される「神社仏寺諸司要劇田畠」の中に冒頭部分には西諸郡全体の集計が記されているが、そのうちの「雑役免延久二年(一〇七〇)作成の興福寺雑役免坪付帳である。同帳西諸郡の平安・鎌倉期の額安寺領を考えるにあたって最初にとりあげるのは、

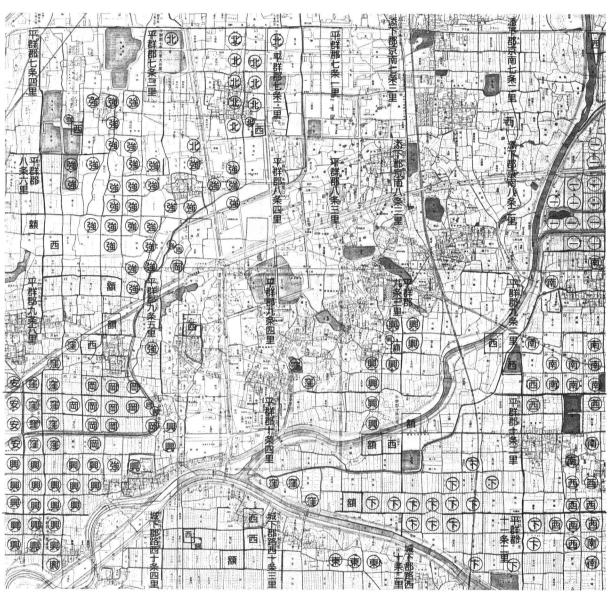
「三段百廿上強木南庄」「町八段興富庄」「町一段百廿上」「額安寺

とみえる。これは平群郡「強木南庄田畠十町」のうちの

および「興富庄田畠百九町九段三百ト」のうちの「額安寺三段百廿ト」八条四里十四―三反百廿ト

図と雑役免坪付帳が重なり合うのが、平群郡の「窪田西庄」に属する どのように推移したかについては、手がかりは乏しい。唯一伽藍並条里 性は十分あるが、伽藍並条里図に記されていた「寺田」・「寺畠」などが 寺社が表れるが、いずれにせよ額安寺は、少なくとも二町一段余の寺田 は興福寺に負担することになっていた。同帳には、 並条里図の範囲には含まれない。これらの田地は官物は額安寺に、雑役 字窪田の大和川に近い地点となり、天平宝字頃に作成された額田寺伽藍 れば、額田部丘陵の北部大字今国府の南辺あたりおよび丘陵の南西、 段二百歩」と記された地点であったが、これらが雑役免坪付帳段階では 寺庄」、三二坪は「石柱寺立」・「巨勢朝臣古麻呂地」とともに、「寺岡五 を公的に所有する存在であった。これ以外にも額安寺田が存在した可能 社や薬師・般若・慈恩・長安・元興・法花・平隆・大安寺などの多くの を指す。ここにみえる三筆二町一段一二〇歩の田地は、条里の比定によ 「九条三里卅—二反 |公田畠|| とみなされていたことが知られるのみである。 額安寺一町八段 卅二―九反大」である。三○坪は 西十一条五里卅六—八段 六里一—一丁 春日・多・下賀茂神 「公田」・「法花 大

館内、不令所住男女東西、所為濫行不可謂云々者」とあることから、十条に、「大和守孝道朝臣只今令申云、興福寺使引率数多之人、入乱添下郡の所在地と推定した。和田氏は『権記』長保二年(一〇〇〇)五月八日大道路などの小字名の存在などから、高市郡の軽国府から移転した国府と置したが、和田萃氏はこの今国府という大字名や御所垣内・蔵垣内・位置したが、和田萃氏はこの今国府周辺は、中世には大乗院領今国符荘がなお額田部丘陵北部大字今国府周辺は、中世には大乗院領今国符荘が



額 額安寺領

○ 興福寺雑役免一夜松北荘

@ 同一夜松南荘

⑤ 同下長荘

@ 同強木南荘

® 同強木北荘

西 西大寺領

◎ 興福寺雑役免窪田西荘

箩 同安堵荘

@ 同岡前荘

● 同興富荘

® 同田中東荘

図 1

中心とする地域を国府域に想定している。れた段階では平群郡条里の復原に問題が残されていたため、七条三里をる。この推定は基本的に正しいものと考えるが、ただこの論文が執筆さ一世紀初頭に国衙と興福寺との対立に関連して移転したと推測されてい

いう地名は、中央政府の馬寮ではなく、国府の施設に関わっていた可能性 とが明らかになる。 下郡京南七条三里とが里内で接続する郡界に当たり、 府域を想定することができる。ちょうどこの地域は平群郡七条一里と添 ぐ 東、 坪付が、平群郡七条二里に関わるものであることからすると、二里のす れていない額安寺領がある。雑役免荘園と国府域が重なるとは考えられ 大寺の所領が一筆と、 部および大字池沢は空白地帯であるが、さらにその東、 所在地の条里坪付が明確なものを記した図であるが、おおよそ平群郡七 券や永仁六年(一二九八)の「西大寺田園目録」にみえる田畠のうち 地域であった。 る古代以来の大道 木北荘が、またその西には同じく強木南荘が位置する。大字今国府の東 もあろう。十一世紀以降の額田部丘陵は、 「入乱添下郡館内」とあるのも、単に距離的に近いための誤解ではないこ 図1は額田部丘陵周辺の興福寺雑役免荘園および、 一里に当たる現在の大字今国府には公田に設定された興福寺雑役免強 また和田氏があげられた十三世紀の今国府の地名を記した売券類の 七条一里該当地域を中心とした、この空白地帯の西寄り一帯に国 (北の横大路)となり、また国府域の東にある馬司と® 国府域の北を限るのは、 条里坪付が付されていないため、 国府のすぐ南に位置する重要な 平群・添下郡界を東西に走 額安寺文書中の売 『権記』の記事に 図1には表現さ 大字馬司には西

所々に寄進してしまったため、老齢となった兼与は興福寺僧長縁を養子寺別当故尋智とその二男知資が沙汰し、本主兼与に全く知行させず、相伝してきた山辺郡北郷六条村字井上荘の所領田畠三三町五段を、額安長寛二年(一一六四)六月十八日僧兼与譲状案によれば、兼与が代々

を行っていたのであり、広範な経済活動を展開していたことが確認でき保川を越えた東方の山辺郡井上荘(現天理市南六条町周辺)の所領経営のよる人物である。尋智は請文を提出して兼与の所領を沙汰したのであるが、残念ながら両者の関係は不明である。尋智父子は、額安寺から佐保川を越えた東方の山辺郡井上荘(現天理市南六条町周辺)の所領経営作成された年欠額安寺別当職相伝次第に、寛治四年(一〇九〇)に父義作成された年欠額安寺別当職相伝次第に、寛治四年(一〇九〇)に父義に迎え、譲渡したという。この尋智は後述する鎌倉末の別当職相論の際に迎え、譲渡したという。この尋智は後述する鎌倉末の別当職相論の際

る。

別所 他家永絶其室」ことを強調し、義覚から別当職を相伝した際にも、 第に明記されているように、十一世紀半ば以降は額田部氏の一族と思わ だされたとしている 手継を見た上で、「氏人相伝条、証文明白也、不可有他人望由」を仰せ出 大乗院・一乗院門跡を兼帯していた興福寺別当菩提山僧正信円が代々の に譲ったものであるが、その中で円位は「額安寺者、氏人相伝所、 が相伝してきたと中世には広く理解されてる。安貞二年(一二三八)十 移住して寺を起こし、求聞持本尊の虚空蔵菩薩を安置し、それ以来氏人 あった。額安寺は聖徳太子建立の熊凝精舎の跡地に、道慈が大安寺から印 れる宗岡氏が別当職を継承しているが、尋智もその家系に連なる人物で 額田寺伽藍並条里図を伝える額田部氏の氏寺と考えられ、 一月一日の額安寺円位別当職等譲状は、「額安寺別当職同寺領山林等并東 周知の如く額安寺は、前身額田寺の伽藍や寺田を記した天平宝字頃 馬司上下庄、浄土院堂舎資財敷地等」を円位が子息春日丸(寛継) 別当職相伝次

寺末寺」の中に、その名を見ることができ、近世初期においても「惣寺」には、「一乗院御門跡末寺」・「大乗院御門跡末寺」と区別された「興福には、「一乗院御門跡末寺」・「大乗院御門跡末寺」と区別された「興福 が興福寺の末寺として扱われていたためと考えられる。『興福寺末寺帳』門主実信が与判しているが、これはすでに指摘されているように額安寺門主実信が与判しているが、これはすでに指摘されているように額安寺

尺像 リニ、 両者の上下関係を示していると考えられ、その関係は十二世紀初まで遡 見えている。このように額安寺仏像の興福寺への移動が伝えられるのも、 部衆八軀 衆の立像は (2) 和国額田部寺之像也 闕(闢カ) 乱之事、仍長承年中返本處了 」 とある。 近世の和国額田部寺之像也 但此像渡西金(堂脱カ)之後、毎年寺中有」 とある。 近世の(ラ) 像也」とあり、また親通がその後保延六年(一一四〇)に南都を巡礼し るとみてよい たときの記録である『七大寺巡礼私記』の興福寺西金堂の部分にも、 ている『七大寺日記』の興福寺西金堂の条には、「又霊験之観音宝帳之廻 承元年(一一○六)の秋、大和の七大寺を巡礼した時の手記と推定され 之末寺」とされている。興福寺と額安寺の関係であるが、大江親通 『興福寺濫觴記』の西金堂の条にも、安置されている十大弟子および八部(8) 一軀、四天王力士等像、斯八部衆等者不可思議之造様也、件像者大 別ニ又八部衆之像アリ、高名之物也、 貞永元年壬辰十二月十七日修復」、 「仏師問答師造 額安寺古像」と記され、「右十大弟子十軀八 可見、元ハ是ヌカタへ寺ノ 閻魔王 額安寺古像」と が嘉

电

として額安寺に寄進したケース、 部丞平秀村が額田部郷内の田や馬司山屋敷等を「七日不断釈迦念仏供料 (一三一二) に二段の田地を専有が「額安寺一切経転読料田」として寄進 建仁三年(一二〇三)に僧暹秀が平群郡一〇条三里一八坪の一町の田地 ている。最終的にどのような形で額安寺に入ったかを示す例としては の例のように、その多くに継目裏花押が据えられた手継連券の形をとっ 六-七-九-一〇-一六-一九-二〇-二二-二四-三〇-三六-四一) を占める。大部分は、平群郡九条三里四坪内の田地 (「額」二七―三七―三八)・添下郡一里三五坪 町五段六○歩の私領を「額安寺□料田」に沽却したケース、 平安・鎌倉期の額安寺文書は、数段程度の小面積の田畠売券類が多数 「額安寺修正料」として沽却したケース、弘安三年(一二八〇)に刑() 城下郡一〇条三里一〇坪(「額」八―一七—二三)・同条三里二六坪 徳治 车 (一三〇七) に僧縁弁が五筆 (「額」一五一三二一四七) (「額」 一—二—三— 応長日 车

> 散在しており、膝下に集中する傾向は見られない。 これらの田畠の所在地は、比較的額安寺に近い地点ではあるが、 なっていた鎌倉後期に額安寺に入ったものである。坪付等から知られる したケースなどがあげられるが、その多くは西大寺流律宗の影響が強く 周辺に

下郡の 地屋敷寄進状には、 の地も最終的には額安寺の手に入ったと思われる。 係にあった。弘長三年(一二六三)三月の清原三子山地田畠売券は、 った人物も現れる。弘安三年(一二八〇)二月十二日の刑部丞平秀村田 土豪と考えられ、後述するようにその一族には額安寺と密接な関係にあ 在にその名を伝えているが、この地は中世においては額安寺と密接な関 を占め、添下郡とはいっても平群郡界に近い地域で、大字馬司として現 が一体化したものと思われる。馬司は額田部丘陵の北東、佐保川の西岸 前掲の額安寺円位別当職等譲状には、 義覚遺言畢」とあり、この頃東別所や馬司の支配と額安寺別当職と
88 「私領馬司庄山地田畠」を春道家近に沽却したものであるが、こ 次のようにある 「東別所・馬司、 春道氏は近隣の在地 可付額安寺別当 添

寄進

文等、 右 可有他妨之状如件 大和国平郡額田部郷内小手池田肆町并馬司山屋敷拾町事(群殿カ) 彼田屋敷等者、 為七日不断釈迦念仏供料、 為相伝私領之間、 限永代、 相副沙弥行林譲状以下次第証 所奉寄進額安寺也、

弘安三年二月十二日

刑部丞平秀村

代まで遡る重要な池である 漑用水を供給した谷池であり 埋め立てられ、 |馬司山屋敷拾町||が額安寺に寄進されていることを確認するととも 「小手池田肆町」がみえていることに注意したい。小手池は現在では かつての面影はないが、 額田寺伽藍並条里図にも記された奈良時 額田部丘陵の西側 帯に広く灌

「一町三段文良覚坊分 ^{編裏書} 次に文永六年(一二六九)十二月の法橋寛継水田売券をみておきたい。

4、1908に新甲氧元で元也日成也日で

浄土院法橋御房売文東池田殿池田文

沽却水田事

在額田部庄内東池田殿池田也 六段 七段 七段

四至坪付在本券面

相具本券永沽却勝縁院了、仍勒新券文之状如件雖然依有子細、弁儲本直畢、於田者返取者也、而今限直米参拾参石、右件水田者、法橋寬継相伝之私領也、而先年令沽却比丘尼浄観房了、

文永陸年十二月 日

日

高号 (花押

嫡男 (花押)

莮

(花押)

用水源であったためと推測できる。用水系から判断して、「疋田池」は東 院が住坊であったためであろう。この売券において「東池田 別当職相伝次第から知られるように、安貞二年(一二三八)に父円位か がる田地が、 東池と呼ばれる北に開いた谷池が存在し、それに接して丘陵の北側に広 が表れている。現在疋田池という名称の溜池はないが、額田部丘陵には 状にも見えたように、 ら額安寺別当職を譲られ、弘長元年(一二六一)には子息弁継に伝えた 池のことと考えるより他はない。 「額田部庄内東池田殿池田」であったが、それに付随して「疋田池」 .売券の端裏に「浄土院法橋御房売文」とあるが、この表現は円位の譲 これは寛継が一町三段の田地を売却したものである。水田の所在地は 「疋田池」とが一体となって売却されているが、それは その後すぐに一族間で別当職相論を引き起こす人物である。この水 小字「東池」・ 額安寺に付属し、 「殿ノ池」である。寛継は前掲の年欠額安寺 東池も現在は埋め立てられ、 別当職とともに伝領される浄土 「疋田池」が わずかの ·殿池田 の名

> わっていく。 おっていく。 おっていく。 かっていく。 が成立るように彼の親族は額安寺の律宗寺院化に深く関連の支配とが無関係であったとは考えられず、丘陵上に建つ額安寺の存とは周辺開発のポイントとなっていたはずである。にもかかわらず前別をの支配とが無関係であったとは考えられず、丘陵上に建つ額安寺の存成は周辺開発のポイントとなっていたはずである。にもかかわらず前別はり春道氏で、後述するように彼の親族は額安寺の律宗寺院化に深く関連はり春道氏で、後述するように彼の親族は額安寺の律宗寺院化に深く関連が表面という。 というでは、このような水源の確保が不可欠となる。池の支配と丘れており、奈良時代以来の溜池であった。当然額田部丘陵周辺地域の開れており、奈良時代以来の溜池であった。当然額田部丘陵周辺地域の開かっていく。

当職に伴う所領としてはその名は見えない。

三の二つのは、額田部荘の存在である。この二つのとここで検討せねばならないのは、額田部荘の存在である。これら額田部丘陵の重要地域を含む周辺一帯が額田部での地点である。これら額田部丘陵の重要地域を含む周辺一帯が額田部での地点である。これら額田部丘陵の重要地域を含む周辺一帯が額田部での地点である。これら額田部丘陵の重要地域を含む周辺一帯が額田部での地点である。これら額田部丘陵の重要地域を含む周辺一帯が額田部荘であったが、しかしその性格を伝える史料は乏しく、馬司のように別荘であったが、しかしその性格を伝える史料は乏しく、馬司のように別荘であったが、しかしその性格を伝える史料は乏しく、馬司のように別様であったが、しかしその性格を伝える史料は乏しく、馬司のように別荘であったが、しかしその性格を伝える史料は乏しく、馬司のように別様に伴う所領としてはその名は見えない。

がみえる。しかし『三箇院家抄』や大乗院関係文書に何度となく現れる が担当する平群郡の中に、『三箇院家抄』と同じ「額田部庄十丁七反六十 担当する郡ごとに、荘園名とその面積が記されている。その「新坊納所 乗院領荘園の面積・段銭額を書き上げた後に、 水図書館所蔵成簣堂大乗院文書中の尋尊筆の た一乗院領や寺門領としても知られていない荘園である。なお、 大乗院重色六四荘園とは全く異なって、あまり関係史料には現れず、ま 『三箇院家抄』では、大乗院領の基本史料を集成した第二巻の末尾近くに、 自当納所可進分」として、 |群郡という所在地および「寺門反銭十丁七反六十歩」という記述のみ 額田部荘については、 尋尊が大乗院運営のための台帳として作成した 「唐院納所」 と「新坊納所」 「諸荘段銭成足帳」は、 「寺門段銭公方御下向之時 がそれぞれ徴収を 大

ト」という記述が見える。

群を、 成した大乗院方台帳であるが、そこにも額田部荘は「十丁七反六十ト」 思われ、額田部荘は大乗院の中核的な所領ではないが、 政南都下向に伴う段銭を賦課された大乗院方の荘園を書き上げたものと 成足帳」にみえる額田部荘を含む記載は、寛正六年(一四六五)足利義 き継いで、平群・高市・忍海・葛上・宇智の五郡を管轄した。「諸荘段銭 体制に代わる。国内の荘郷は一乗院方・大乗院方・寺方の三つに分類さ 院大安寺・唐招提寺が奉行する体制から、寺内の唐院・新坊が奉行する されるが、興福寺では十四世紀半ばになって、それまでの寺外の律宗寺 という全く同一の面積が記載されている。 院家抄』にも書き上げられているのである。同じく成簣堂大乗院文書中 を構成する荘園として位置づけられていたと思われる。そのため『三箇 れ、一乗院方・大乗院方は各門跡領を中心に配下の子院領を併せた所領 段銭は、一国平均役の基準台帳である大田文の公田面積に対して賦課 「公方御下向寺門平均段銭大乗院方帳」は、尋尊が永享三年(一四三 年・寛正六年(一四六五)の公方下向段銭の納所帳を召し上げて作 寺方はその他の本所領および国衙領を指す。新坊は唐招提寺を引 広義の大乗院領

現在のところ額田部荘に関しておきたい。

族の法橋良明(頼弘)と相論を行っている。寛継が「当職者、自義覚なお前述の別当寛継は文永九年(一二六九)には、別当職をめぐって

進状には、 たしていたのであろう。 る。定型化された表現ではあるが、事実として堂舎維持などに困難をき り、同じく延慶三年(一三一〇)十二月の前法務大僧正慈信金岡東荘寄 宇徒為荊棘之地、甍無鳳、軒無鴛矣、雁塔還委雉兎之栖」と描写してお を「居諸移而、礎石纔残、営作廃而、土木空抛、墻有衣、瓦有松焉、蓮 嘉元三年(一三〇五)の大塔供養願文は、叡尊修造以前の額安寺の状況 るように、別当は決して安定した寺院運営が実現できたわけではな いるが、寛継による額田部郷内の重要田地の売却や別当職相論に示され て別当職が争われる。鎌倉後期の額安寺は周辺所領を少しずつ集積して 寺別当職を寄進し、律僧止住の寺としたため、再び頼弘の孫道秀によっい。 継が勝訴したらしく、別当職は弁継に譲られているが、嘉元元年(一三 弘譲得之、為幼少之上、円位者、 性を文書によって強調するのに対し、良明は「当職者、自義覚之手、頼 ○三)弁継が「本願道慈和尚以来氏人伝而異姓他人永断望」はずの額安 之畢」として、自分こそが義覚の後継者であると訴えた。この相論は寛 被載興福寺両院家御証判畢、 菩提山本願前大僧正御房御教書明白也、自円位之手、寛継相伝之時、又 之手、円位相伝畢、即七代相伝、二百余歳調度文書、帯法家勘状之上、 「興廃有時、盛衰無常、星霜差積、寺院荒蕪」と表現されてい 一寺一国之実証、 依為義覚之甥、 以何如之」と自らの正当 云文書、 云所職、 預置

南側となる。この額安寺春算兄弟については、額安寺文書中に手がかり一春日大社文書中のこの事件を記した史料は、後欠のため詳しい事実は不れた所領畠四町の一部の返還を要求した。残された史料からはっきりわれた所領畠四町の一部の返還を要求した。残された史料からはっきりわれた所領畠四町の一部の返還を要求した。残された史料からはっきりわれた所領畠四町の一部の返還を要求した。残された史料からはっきりわれた所領畠四町の一部の返還を要求した。残されるという事件が起きる。したため、本人および二親等の所領が没収されるという事件が起きる。したため、本人および二親等の所領が没収されるという事件が起きる。したため、本人および二親等の所領が没収されるという事件が起きる。したため、本人および二親等の所領が没収されるという事件が起きる。

となる。 の基礎を造る人物であり、その子信空は叡尊を継いで二代目西大寺長老 姉子が父学春から相伝した城下郡西郷一〇条三里二六坪にあった一段の が残されている。文永二年(一二六五)五月の春道姉子水田配分状は88 周辺に所領を持つ在地の上層クラスが額安寺に入り込んでいく時期であ 祖父学春も額安寺に居住し、叡尊・忍性の活躍を支えて、額安寺律宗化 六年(一二六九)に額安寺前別当寛継から額田部荘内の「東池田・殿池 が明らかであるが、 安寺に入り込んでいた春算は別当一族とは異なる春道一族であったこと 水田を、 「勝縁」・「学恩」・「春算」が完全に一致し、また場所も近接している。 町三段を買得するのは、この勝縁である。後述するように彼らの 三人の子息に配分したものである。紙背に記された三人の名 額安寺が次第に寺領を集積していった鎌倉後期は、 他の兄弟も額安寺と密接な関係を有していた。 このように 文永 額

待たず、 尊・忍性との結びつきが強められていく。 しての経営は次第に困難性を増す。 寄進・買得や入寺などを通じて、周辺地域の人々との関わりを深めてい 十三世紀半ば頃にはすでに額安寺は古代以来の氏寺の枠を越え、 額安寺の地域寺院化が進行するにつれて寺の性格は変化し、氏寺と 実質的にはもっと早く進行していたのである その一方で新たに西大寺流律宗の叡 西大寺の末寺化も弁継の代を 所領

❷律宗寺院額安寺

正 記 国添上郡箕田 からである。 額安寺と叡尊・忍性の関係が明確になるのは、 五月に源義仲の後裔と称した興福寺の学侶慶玄の子として、 以下 『感身学正記』 叡尊は、 (現大和郡山市白土)に生まれ、 その自叙伝ともいうべき『金剛仏子叡尊感身学 と略記する) などによれば、 建保五年(一二一七)に 貞永元年 (一二三二) 建仁元年

> 大徳 建 済など、 菩提、 郡屛風 寺 見子之沙門相爾、師即薙髪為僧、及母喪悲哀過礼、 母染疾、 明らかにしているように、戒律を復興し、多くの寺院の再興や非人の救 出家、嘉禎元年(一二三五)には西大寺に住した。以後、多くの研究が 正記」は記している。 したことは諸本が一致している。その後忍性は、延応元年(一二三九 寺出家」とある。このように忍性が、母の死をきっかけに額安寺で出家 た きさつについては、『律苑僧宝伝』霊鷲山極楽寺忍性菩薩伝に、「十有六、 に西大寺で叡尊から十重戒を受けるが、その時の忍性の言葉を『感身学 『本朝高僧伝』 請僧衆作仏事、 居額安寺経八旬、同年剃髪而出家」したという。忍性の出家のい 師侍湯薬、未嘗廃離、疚将棘時、謂師曰、 (現磯城郡三宅町屛風) に生まれ、 によれば、 様々な宗教活動を積極的に展開した。一方忍性であるが、 相州極楽寺沙門忍性伝には簡略に、「十六母没、 且図文殊像七幢、安置諸刹、 建保五年 (一二一七) 伴貞行の子として大和国城下 「貞永元年十六歳、 以助冥福」とあり、 死即死、所可憾者未 念親恩難報、 母儀逝去訪 至額安 ま

常例、 脱之勝因、果此宿願耳、当出家学道云々 日、一昼一夜不断令唱文殊宝号、以所生功徳、 殊威力、当十三年忌辰、奉図七悑文殊、 夏冬無恃、 **涙流答曰、某甲為父母一男子、** 於是某甲齡十六歳、 母為病侵命迫旦暮、 而不厭穢土、 報恩謝徳無力、 不欣浄土、 願見沙門形、 故父母共崇異他、 唯悲忍性将来之憂苦、 故俄剃髪着法衣、 安置当国七宿、 抜苦与楽失術、 送亡母之生所、 就中母殊悲哀過干 毎月二十五 唯仰本尊文 弥悲将来、 而息絶魂

のように額安寺での出家は仮のものであったが、 菩薩を図絵して、 であったという。 忍性の出家した姿を見たいと望んだため、 これによれば、十六歳で忍性が出家したというのは、 そして母の十三年忌を迎えるにあたって、 大和の七宿に安置し、 供養したいというのである。こ 俄に剃髪し、 しかしそれがなぜ額安 死期が迫った母 法衣を着たの 七幅の文殊

が

ットワークが以前から存在し、それに連なっていたらしいことがあげら安寺学春に示されるような、額安寺を一つの核とした地域的な信仰のネ日常的なつながりが想定できるとともに、これから述べる馬司乗詮や額下郡屛風が、額安寺の南、大和川・寺川を越えた比較的近い距離にあり、寺であったのかは語られていない。可能性としては、忍性が生まれた城寺であったのかは語られていない。可能性としては、忍性が生まれた城

ごける。 以下、『感身学正記』から額安寺と叡尊・忍性の関わりを示す部分を摘

A仁治元年(一二四〇)

日、受十戒、十一日、受具、(以下略) 日、受十戒、十一日、受具、(以下略) 及四百人云々、受菩薩戒人三十人也、彼忍性、三月末出家、四月三 下向如形作法授八斎戒乎云々、三月六日、致其作法、是人非人持斎 下向如形作法授八斎戒乎云々、三月六日、致其作法、是人非人持斎 下向如形作法授八斎戒乎云々、三月六日、致其作法、是人非人持斎 下向如形作法授八斎戒乎云々、三月六日、致其作法、是人非人持斎 下向如形作法授八斎戒乎云々、三月六日、致其作法、是人非人持斎 下向如形作法授八斎戒明之宿、令彼宿輩、受持一昼夜斎戒、致開眼 正月、忍性亦来曰、去年秋所申、幼少時立願、此春奉図絵文殊尊像

B同二年 (一二四二)

誓心決定 作善行事如之、奉図絵一捕文殊、 月十八日、於三輪宿奉開眼讃歎、 理観房奉安置三輪宿、送如形供養物云々、 置文殊之願、 (中略) 或時忍性来下曰、 不可思議、 奉図絵一捕可安置何宿云々、又長岳寺継実 馬司住人乗詮舜蓮房語忍性曰、 其間予思惟、 於悲母墓所辺和爾宿、 可致開眼讃歎云々、 離名聞利養、 毎非人宿安 安置供養 即十一 清浄之

C同三年 (一二四三)

於彼持仏堂弥陀如来御前、廿五人授菩薩戒、廿五日、遂和爾文殊供下向馬司、因額安寺住学春善產房、為受菩薩戒、勧請彼家、以十八日、為成此願、勧父母親友、始四恩講、為開白可下向云々、随喜彼願、正月、忍性又曰、馬司乗詮、又発七宿別供養後、可遂惣供養之願、

親息曼殊童子、同時与剃髪、授五戒、曼殊者信玄常忍房、(以下略)十三日、帰本寺、十六日夕方、松石童子来、三月十日、与舍弟源景堂、五十四人授菩薩戒、当家末子童子字松石、有出家志、父母許之、養了、二月上旬、於額安寺前屋、開講梵網経古迹、十二日、於持仏

D寬元元年 (一二四三)

宿文殊供養、(以下略) 此間重遂当寺西宿文殊供養、廿五日、於大路堂市庭、遂当宿等四箇二月、依去年之約束、於額安寺学春‧養房持仏堂、講梵網経下卷古迹、

E同二年 (一二四四)

亡母十三年之追善、移住結崎屛風、(以下略)調儲斎粥等、供一千余非人、遂乗詮所立之惣供養畢、翌日、為忍性二月廿四日、(中略)、廿五日、於今里野構作仮屋、奉請諸宿文殊、

ぎなかったのである。 (8) 部丘陵の北東、額安寺と密接な関係にあった地域である。文殊菩薩に対 この地域では文殊信仰が深く在地に浸透しており、 する信仰は、決して忍性だけのものではなかった。叡尊の活動以前から は、忍性は馬司住人乗詮舜蓮房の非人宿毎に文殊の画像を安置したいと いう願いなどを叡尊に伝えているが、この馬司は前述したように、額田 たちは額安寺西山の惣墓の葬送に携わっていたと考えられる。�� には非人宿が成立していたが、この宿は額田部宿ともよばれ、 った後、出家することを申し出た。叡尊はその願い通り、 に八斎戒を、三○人に菩薩戒を授け、忍性も出家する。当時額安寺西辺 絵した文殊菩薩像を安置し、宿の輩に一昼夜斎戒させ、開眼供養を行な Aによれば、西大寺で叡尊と再会した忍性は、額安寺の西辺の宿に図 忍性もその一人に過 非人四〇〇人 宿の非人 また Bで

叡尊は馬司に下向する際、額安寺に住む学春善春房の家に迎えられ、そうため、父母親友に勧めて四恩講を始めるために叡尊の下向を求めた。Cでは乗詮は忍性を通じて、七宿毎の供養が終わった後の惣供養を行

の惣供養を行なっている。

「四四」には乗詮の立願した文殊画像を授けたが、その後学春の末子松石は叡尊の舎弟源景親の息子曼殊と同時に剃髪した。翌年にもDにあるように、叡尊は額安寺学春の持仏堂で、時に剃髪した。翌年にもDにあるように、叡尊は額安寺学春の持仏堂で、時に剃髪した。翌年にもDにあるように、叡尊は額安寺学春の持仏堂で、四人に菩薩戒の持仏堂の阿弥陀如来の前で、二五人に菩薩戒を授けている。また叡尊の惣供養を行なっている。

。ではここに登場する人々を、もう一度額安寺との関わりから整理して

けた。 のである。信空は嘉元三年(一三〇五)四月には額安寺の結界修法を行 故禁制に、「当寺者慈真和尚誕生」の地とあるように、額安寺で生まれた ら慈真和尚を追号されるが、 田部周辺に勢力を有する土豪春道氏の一族で、末子松石は信空慈道房と 安寺から出て西大寺に移ったことが知られる。学春は前述したように額 九月十二日「西大寺西僧房造営同心合力奉加帳」中の「当寺近住男分十 女交名」中の「西大寺現在近住男分」に「善春房」とあり、同じく同年 その名を見せている。額安寺学春善春房は、 入文書中の弘安三年(一二八〇)九月十日の西大寺有恩過去帳の中に、 貫二百文之内」の筆頭に「三貫文善春房」とあることから、後には額 忍性以上に文殊信仰に深く関わっていた馬司乗詮は、西大寺叡尊像納 同十月には大塔供養願文を記すなど、額安寺と深い関わりを持ち続 全国の国分寺を西大寺の子院としており、死後には後醍醐天皇か | 叡尊死後第二代西大寺長老となる。信空は後宇多上皇の帰依を 貞和六年 (一三五〇) 三月十二日額田寺新 同文書中の同日付「近住男

たのであるが、その地域的な信仰のネットワークの重要な要素が文殊信岡氏の氏寺という性格を越えて、地域の寺院として変貌を遂げつつあっ額安寺に春道姓の学春らが居住していたように、額安寺は額田部・宗の

縁勧進され、追善供養の意味も込められた印仏が納入されていた。 が伝えられており、像内には文殊経にもとづく貧民救済を目的として結 りの良福寺にも、十三世紀前半の作と推測される文殊菩薩騎獅像 の良福寺にも、十三世紀前半の作と推測される文殊菩薩騎獅像 虚空蔵菩薩半跏像とともに、同じく重要文化財の藤原期の木像文殊菩薩 仰であった。額安寺には国の重要文化財に指定されている天平期の乾漆

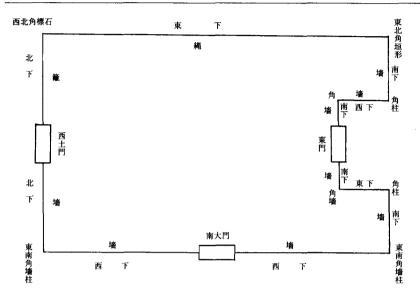
西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の律宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の神宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の神宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の神宗寺院となって間もない幕が表記されて間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の神宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の神宗寺院となって間もない嘉元三年(一三〇五)四月、西大寺末寺の神宗寺により。

額安寺大界相

このように額安寺の東南角墻柱外角から始まり、西下し、南大門に至従当寺東南角墻柱外角、旁墻外畦西下至南大門東垣形外角(以下略)

ようである。
ようである。
とれから門の内を巡って後、西南角を経て北下し、西土門に至って、る。それから門の内を巡って後、西南角を経て北下し、西土門に至る。そして門の内を巡る。そのまま籬を北下し、西北角の標石を廻ってからは東に門の内を巡る。それから門の内を巡って後、西南角を経て北下し、西土門に至って、る。それから門の内を巡って後、西南角を経て北下し、西土門に至って、

額安寺の律宗寺院化が進行するとともに、額安寺の墓寺としての性格



額安寺結界模式図

図2

ている。額安寺図に五輪塔群は 四)の額安寺図にも描かれており、 の配置になったことも判明したが、この五輪塔群は寛永十一年(一六三 下調査によって、忍性の大型五輪塔以外は江戸中期以降に移動して現在 彼らも忍性にならって分骨されたと考えられている。忍性塔の周辺には ことが確認された。忍性塔の北側五輪塔Ⅱの地輪底部の納置穴からは どが発見され、嘉元元年(一三〇三) を保つ大型五輪塔Iの台座下地中の石櫃の中から忍性の金銅舎利瓶器な 十六世紀に、追葬を目的とした埋葬施設である土壙が穿たれていた。 骨蔵器と、その弟子観恵房(同年入滅)の銅円筒形骨蔵器も見つかり、 鎌倉極楽寺第三代長老善願(嘉暦元年〈一三二二〉 入滅)の金銅円筒形 二・八三)には解体修理が行われた。その結果、南端の建立当初の位置。 いずれも重要文化財に指定されており、昭和五十七・五十八年(一九八 すぐ西に、「鎌倉墓」と俗称される、 た現在額安寺境内の北、 は墓地が営まれており、 古墳など多くの古墳が「墓」として記されていた。 宍 布地域の一つであり、 る。近世のもの一基を除いた他の八基(そのうち二基は銘を有する) も顕著になる。額田部丘陵周辺は奈良盆地北西部における古墳の集中分 額安寺縁起」には 極楽寺・大和竹林寺・額安寺に三分して葬ったという忍性塔である 額田寺伽藍並条里図にも、船墓古墳・額田部狐塚 伽藍並条里図に「墓」と記された鎌倉山古墳の 西山に惣墓があったのは前述の通りである。 「頼朝公廟」と記されているが、近世の 確かに現在とは異なった配列となっ 鍵状に配置された五輪塔群が位置す 鎌倉極楽寺で入寂した忍性の遺骨 中世にもこの地域に は 地 ま

一、鎌倉墓

在之、別記スルナリ、大石五輪塔者、忍性菩薩御廟塔、則骨等納、額安寺縁起ニ在之大石五輪塔者、忍性菩薩御廟塔、則骨等納、額安寺縁起ニ在之大石五輪塔者、忍性菩薩御廟塔、則骨等納、額安寺縁起ニ在之

知事之僧ナリ

次ハ源頼朝公

次ハ尼将軍

次ハ西明寺時頼入道

以上鎌倉墓寺号ヲ極楽寺ト申伝、鎌倉極楽寺開山忍性菩薩閑居之所次ハ義時公ナリ

故極楽寺ト申、近代寺号無之

たことを確認できる。次に記された比丘障尊は、五輪塔Ⅳ(西側南よりとあり、忍性・善願については、調査とほぼ一致する伝承が存在してい

四基目)地輪正面に、

永仁五年

比丘璋尊□□

十月五日

(8) と刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている璋尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時尊のことであろう。璋尊は縁起には興正菩薩叡尊のと刻銘されている時神が

である。
の名が記されており、観玄房璋尊は間違いなく額安寺に居住していたのの名が記されており、観玄房璋尊は間違いなく額安寺に居住していたの過去帳」には、「当寺開山長老興正菩薩」の少し後に「観玄房 額安寺」

まれていたのである。五輪塔皿(北側東端)地輪正面には、という名称自体は忍性の鎌倉極楽寺に由来しており、この「鎌倉」という名称自体は忍性の鎌倉極楽寺に由来しており、この「鎌倉」といと密接な関係を有した事実が、幕府を最も体現する人物である頼朝・政と密接な関係を有した事実が、幕府を最も体現する人物である頼朝・政と密接な関係を有した事実が、幕府を最も体現する人物である頼朝・政と密接な関係を有した事実が、幕府を最も体現する人物である頼朝・政と密接な関係を有した事実が、幕府を最も体現すると伝えられるようになったのである。五輪塔皿(北側東端)地輪正面には、

永仁五年

従五位上丹波守平朝臣盛房□□□

七月八日

九日に五十六歳で死没している。また『北条九代記』には、と刺銘されているが、これは六波羅探題南方北条時房の曾孫、六波羅探題南方・越後守であった時盛の孫で、弘安十一年(一二八八)二月十九日から永仁五年(一二九七)五月十六日まで六波羅探題南方の地位にあり、丹波守従五位下に至り、永仁五年七月28日の曹子・連署に就任しいる。『尊卑分脉』によれば盛房は、初代六波羅探題南方・連署に就任しいる。『尊卑分脉』によれば盛房は、初代六波羅探題南方北条盛房の墓と考えられてと刻銘されているが、これは六波羅探題南方北条盛房の墓と考えられてと刻銘されているが、これは六波羅探題南方北条盛房の墓と考えられて

永仁五年五月下向関東、同七月八日卒、五十六月十日叙従五位下、月為六波羅、同八月廿七日任丹波守、同二年八月廿日叙従五位下、叙爵、同九年六月六日為引付衆、同十年十月為評定衆、正応元年二越後守時盛孫三郎政氏男、弘安五年二月廿八日任右近将監、同日

な幕府中枢に近い人物の墓の存在も、頼朝・政子らの墓地伝承を生み出他はない。盛房と西大寺流律宗との関係は明らかではないが、このようと記す。五輪塔銘文とは細部で相違しているが、同一人物と考えるより

す一因となったであろう。

武四年(一三三七)八月二十八日の光巌院院宣などによって繰り返し安二一)九月二十日の後宇多院宣、同二十一日の藤氏長者一条内経宣、建 度就任し、また永仁元年(一二九三)から同五年にかけて興福寺一乗院 に金岡東荘領家職を寄進したのであろうか。 代表する地位にあった慈信が、興福寺・西大寺の末寺にすぎない額安寺 六十九歳で菩提山報恩院にて入寂している。ではなぜこのような南都を おいても特筆される人物の一人で、正中二年(一三二五)一月二十六日 と大乗院が激しく争った南都闘乱の主役を演ずるなど、 大乗院門跡を継承したのを始め、大乗院門主に三度、 生まれ、弘安六年(一二八三)尊信(九条教実の子、道家の孫) 堵された。慈信は正嘉元年(一二五七)に摂政関白一条実経息子として 備前国金岡東荘領家職を額安寺に寄進する。この寄進は元亨元年(一三[®] 延慶三年(一三一〇)十二月二十一日、前法務大僧正慈信は別相伝の 興福寺別当にも六 中世興福寺史に 入滅後、

述べた後 関わる聖跡であること、 寄進状には、 額安寺が聖徳太子の熊凝精舎や大安寺を建立した道慈に 叡尊・忍性・信空が興隆に携わったことなどを

副追善注文、悉□施入也 安寺也、早為□一円之管領、 要路、至恩所□齢納置遺骨、 爰慈信慕徳之思□浅、与善之志惟深、 非院家領、然者後代院務等、全不可及口入、且相伝文書等、 宜宛追善万代之料、 廼以備前国金岡東庄、 然間卜松墳□此地、 当庄者為別相伝之 永代所寄附此額 資菩提之 相

興寺極楽房などが知られており、 が専門に請け負っていたことが明らかになっている。しかし額安寺が大 てたのである。大乗院関係者の墓所としては、 として、 「別相伝え地、 寄進の目的を明らかにしている。慈信は額安寺を自らの墓所に 非院家領」である金岡東荘を「追善万代之料」に宛 南北朝期以降、葬送や納骨は律宗寺院 後には大安寺己心寺や元

> に額安寺に営まれたとするには、もう少し傍証が必要であろう 乗院家の墓所となっている例は他に知られておらず、慈信の墓所が実際

とえば康正 『大乗院寺社雑事記』には「額安寺殿」 三年 (一四五七) 六月八日条の と呼ばれる人物が登場する。 「当門跡代々師範躰」の中に た

宝峰院 師範 円憲法印

同学 実懐僧正 専英法印

師範

額安寺

同学

師範 範憲大僧正三蔵院」

後内山 同学 弁範 訓実

などとみえ、 これは『三箇院家抄』 東北院円憲法印 第一巻の 同学専英法印 「御師範并同学等」の

尋覚師範「後内山」 三蔵院範憲大僧正 松林院実懷僧正 同学弁範・訓実

と内容的には完全に一致する。 また明応四年(一四九五) 十一月二十六

師寺等焼了 弘安三年三月十四日長谷寺炎上、 本尊以下頂上仏錫杖取出、

食堂薬

日条には長谷寺に関して

五月十六日大供水出、(洪) 坊舎三 二十家流、 参詣輩数十人流死

六月十二日御仏造初之:

正和五年六月九日十三重塔供養、導師額安寺殿卅七年ニ当也

(以下略)

三昧院 関係を物語っているが、他にも慈信と額安寺・律宗を結ぶ手がかりが存 録 とあるが、この正和五年(一三一六)六月九日の記事は、「大乗院日記目 「額安寺殿」と呼ばれることがあったのである。これも慈信と額安寺との 同日の であるが、 「慈信長谷寺塔供養導師」と対応する。 『大乗院寺社雑事記』 などでは時として、 慈信の院号は「大慈 このように

在している。

活動しており、彼らが慈信と額安寺とを結び付けたのであろう。 印塔が建てられていたのである。 提山殿」と呼ばれているが、そこに律宗と関係の深い額安寺形式の宝篋 大乗院門主が門主を退いた後に入る隠居寺で、慈信も永く居住して の宝篋印塔が奈良の菩提山正暦寺に遺る。大乗院末寺菩提山正暦寺は のとされている。現在額安寺と同形式で、わずかに遅れる鎌倉中期末頃 石工が忍性とともに関東に下り、西大寺流律宗の展開に従って広めたも は関東形式の宝篋印塔の祖形として知られ、関東形式は大和の大蔵姓の 古さの石造宝篋印塔(大和郡山市指定文化財) 主永弘」および「大工大蔵安清」の銘を持つ、現段階では在銘第三位の 額安寺境内の鏡池 (明星池)の池島には、「文応元年 以前より菩提山正暦寺周辺には律僧が が立つ。額安寺宝篋印塔 十月十五日 菩 願

世を通じて額安寺が板屋瀬橋・地蔵堂を支配し続けた。 興之訳などに明らかなように、(8) 寺板屋瀬橋再興勧進状や享保五年(一七二○)の額安寺高舜筆板屋瀬再 絶えず勧進が繰り返されたのである。天文十三年(一五四四)八月額安 瀬橋は大和平野西部を南北につなぐ重要な橋で、この橋を維持するため は 橋寺としても姿を見せる。『嘉元記』貞和三年(一三四七)三月五日条に 押さえる地点に建つが、南北朝期に入ると大和川の渡河点板屋瀬を守る われたことが知られるが、これも律僧の勧進によると考えられる。 皆児舞也」とあるように、 額安寺は奈良盆地を南下した佐保川と、北上して流れる初瀬川 とが合流する地点を臨む位置にあり、古代以来の河川交通の要衝を 「板屋ケ瀬ノ橋并地蔵堂供養、於額安寺舞楽供養在之、 額安寺において板屋瀬橋と地蔵堂の供養が行 この橋は以後何度も流されているが、 奈良舞人走物 (大和 近

おわりに

三五〇)三月十二日の額安寺新故禁制は、88 氏寺の枠を越え、地域寺院へと変貌を遂げつつあったが、貞和六年(一 町以降は額安寺文書に姿を見せなくなる。額安寺は鎌倉後期には次第に 強い影響下に置かれた。延慶三年(一三一〇)に慈信が額安寺に寄進し である。嘉元年間のものは に転換した直後の嘉元二年(一三〇四) た備前国金岡東荘領家職も、実際には西大寺領として推移しており、 連署置文など、西大寺に関わるものが混入・増加するように、西大寺の よび貞和六年 (一三五〇) 額安寺は、 鎌倉末に西大寺の末寺になって以降、 の新禁制を書き上げて、遵守を起請したもの **〜四年** 額安寺が律宗寺院へと最終的 (一三〇六) の故禁制お 額安寺文書中に衆徒 室

額田寺并管領諸堂田畠作主事

殺生禁断事

盗人等間事

博奕禁断事

□此一門特存親昵儀、作骨肉想互不可違背事

当寺所領輙不可沽却并相博事

の六カ条、貞和のものは次の三カ条である。

於額田部郷内検断等、不可違乱事

□自他従類并縁者、不可違乱郷内検断等事

私領想而令進止之条、甚以不可然者也、於向後者、可停止之事於寺領散地曠野等、或殖茶殖木、或開田開畠致、後年被相尋寺家為

領化禁止の条項が含まれている。額安寺は額田部郷という地域の寺院と眼を置いているのに対し、貞和の禁制には郷内の検断や寺領開発地の私眼を置いているのに対し、貞和の禁制には郷内の検断や寺領開発地の私嘉元年間の禁制が寺領財産の保全や殺生・盗人・博奕などの禁止に主

しての役割を担うに至った地域寺院額安寺の姿を見ることができよう。 が図られ、開発者の私領化を認めないのである。ここに地域結合の核と して郷内の検断に関与しており、またその寺領もより広い角度から保全

註

- (1) 『大和郡山市史史料集』(一九六六年)で「額安寺古文書(前)」・「額安寺古 文書(後)」とされているものが、それぞれ額田宗次氏所蔵および額安寺所蔵の 額安寺文書である。
- $\widehat{\underline{2}}$ うに略記する 天理図書館所蔵文書(『平安遺文』四六四〇号文書、以下「平」四六四〇のよ
- 3 八〇年)に従う。 当該地域全体の条里復原は、橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(一九
- 成されている。 史民俗博物館、一九九三年)によれば、三二坪には現在谷を堰止めた溜池が造 石上英一「額田寺伽藍並条里図現地比定案」(『荘園絵図とその世界』、国立歴
- 5 『史料纂集 三箇院家抄第二』(続群書類従完成会、一九八四年)など。
- (6) 「大和国府について」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』、一九七二年)
- (7) 文永十一年 (一二七四) と正応元年 (一二八八) に叡尊の命によって、西大 寺の田畠を注記しておいたものに、その後の増加分を追記して成立。奈良国立 文化財研究所『西大寺叡尊伝記集成』(法蔵館、一九七七年)による。
- 8 蔵館、一九八八年) 千田稔「下ツ道の条里について」(上田正昭編著『探訪古代の道第一巻』、法
- 9 東大寺図書館本具舎抄裏文書・「平」三二八二
- $\widehat{10}$ 「鎌」一一一二四のように略記する) 年欠額安寺別当職相伝次第(「寺」五、『鎌倉遺文』一一一二四号文書、
- 11 来の氏人相伝が強調された。上田さち子「叡尊と大和の西大寺末寺」(大阪歴史 学会『中世社会の成立と展開』、吉川弘文館、一九七六年) 本願道慈和尚以来于今、以氏人所補其職」とあるように、中世を通じて道慈以 承され、鎌倉末に至ることが示されている。弘長元年(一二六一)十二月二十 を本願とし、永承六年(一〇五一)の宗岡仲子立券以降、「宗岡之養子」朝耀、 六日額安寺法橋寛継別当職譲状(「寺」二・「鎌」八七五五)にも、「右寺者、自 「宗岡之孫子」義円、以下尋智―信観―義覚―円位―寛継―弁継へと肉親間で継 註(1)別当職相伝次第では、天平十六年(七四四)に卒した額田氏の道蔡
- (1) 嘉元三年(一三○五)十月二十七日信空五重塔供養願文案(「額」雑記一・

岡東荘寄進状(「寺」三一・「鎌」二四一四九)など [鎌]二二三七四)・延慶三年(一三一○)十二月二十一日前法務大僧正慈信金

- 「寺」一・「鎌」三七四九
- 追塩千尋「忍性の宗教活動」(『中世の南都仏教』、吉川弘文館、一九九五年)
- 『大日本仏教全書 寺誌叢書第三
- もなっていたらしい。年欠法隆寺書上(『春日大社文書』五巻一〇八〇号文書)。 ば、末寺の名称はほぼ完全に一致する。なお額安寺は近世には法隆寺の末寺に 同書上の末寺記載と『興福寺末寺帳』とは、一部の順番や漢字表記などを除け 天和四年 (一六八四) 二月興福寺書上 (『春日大社文書』 五巻一一〇二号文書) '
- 此像等不審云々」とある。 の部分には、大江親通の『七大寺巡礼私記』と同文の記述に続けて、「但今於在 なお同書所収の尋尊筆と考えられている菅家本『諸寺縁起集』の興福寺西金堂 藤田経世編『校刊美術史料寺院編上巻』(中央公論美術出版、一九七二年)。
- 註 (15) に同じ

18

- 「額」一八・「鎌」一三三七
- $\widehat{20}$ <u>19</u> 「額」三四・「鎌」一三八五五
- $\widehat{21}$ $\widehat{22}$ 「額」四三・「鎌」二二八七九

「額」四六・「鎌」二四五五四

- 23 九一四年)にも、寺域の北西に「別所」が記されている。 寛永十一年(一六三四)の額安寺図(『大和志料 平群郡』、奈良県教育会、一 倉期の史跡額田部窯跡の南西側一帯が「別所」・「別所垣内」と呼ばれており、 東別所の正確な場所は不明である。なお現在、額安寺の北、忍性墓および鎌
- $\widehat{24}$ 「額」二六・「鎌」八九四九
- 25 註 20
- 「額」二八・「鎌」一〇五六三
- 利については、伊藤寿和「大和国における奈良時代の農業的土地利用の様相 手池を寺に所属する池とする一方、東池の所属は不明で、池北方の公田の水利 に用いられたとする。「額田寺伽藍並条里図」(金田章裕・石上英一・鎌田元 一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』(東京大学出版会、一九九六年)。池の水 (『日本女子大学文学部紀要』四一、一九九二年) もふれている。 額田寺伽藍並条里図を分析した山口英男氏は、「寺小手池」という記載から小
- $\widehat{28}$ 水木直箭氏所蔵文書・「鎌」一一一四六
- (3) 額田寺伽藍並条里図では、「寺岡」に含まれ、丘陵や樹木が描かれているだけ の地点であり、註(23)にふれた小字「別所」・「別所垣内」と重なる可能性が
- <u>30</u> 興福寺領荘園の全体像については、永島福太郎『奈良文化の伝流』(中央公論

社、一九四四年)参照

- 31 院文書』の解題的研究と目録』(石川文化事業財団お茶の水図書館、一九八五年) 同文書については、荻野三七彦編著『お茶の水図書館所蔵成簣堂文庫『大乗
- 32 (『史学雑誌』九二―一、一九八三年) 安田次郎「勧進の体制化と「百姓」―大和の一国平均役=土打役について―」
- 33 額安寺別当子息法橋良明重訴状案断簡(「額」二九・「鎌」一一一二三)
- 氏所蔵文書、『大和郡山市史史料集』、一九六六年) 嘉元元年(一三〇三)十二月十六日額安寺別当弁継別当職寄進状(喜多嘉彦
- 「額」雑記一・「鎌」二二三七四
- 「寺」三一・「鎌」二四一四九

 $\widehat{36}$

- 37 後欠犯科人跡田畠注記案(『春日大社文書』三巻七九一号文書
- 38 「額」二七・「鎌」九二九五
- 別当職寄進によって律宗寺院化が進み、氏寺的性格を越え、西琳寺周辺の民衆 氏の御教示による。 が関わる地域寺院へと変貌した。 『羽曳野市史第一巻』 (一九九七年)。 大石雅章 平安時代以降顚倒しつつあった西文氏の氏寺河内西琳寺も、氏人の叡尊への
- 川誠編著『興正菩薩御教誠聴聞集・金剛仏子叡尊感身学正記』(西大寺、 奈良国立文化財研究所『西大寺叡尊伝記集成』(法蔵館、一九七七年)・長谷 一九九
- (41) 以下、叡尊・忍性に関する基礎的事実については、和島芳男『叡尊・忍性』 弘文館、一九八三年)所収諸論文など参照 (吉川弘文館、一九五九年) - 『日本名僧論集第五巻 重源 叡尊 忍性』(吉川
- $\widehat{42}$ 略行記(性公大徳譜)について」(『鎌倉』二一、一九七三年) **辻善之助『慈善救済史料』(金港堂書籍、一九三二年)・田中敏子「忍性菩薩**
- <u>43</u> 『大日本仏教全書一○五』
- <u>44</u> **『大日本仏教全書**一○三』
- 本編』(一九九三年)・山川均「大和における七世紀代の主要交通路に関する考 る。河上邦彦「横大路と考古学」(註(8)『探訪古代の道第一巻』)・『安堵町史 古学的研究」(『ヒストリア』 一五○、一九九六年)など。 額田部地域と城下郡屛風は、筋違道(太子道)と呼ばれる古道で結ばれてい
- $\widehat{46}$ には、「額田部宿百七十三人」とある 年欠施行人数注文(金沢文庫所蔵金発揮抄第一紙背文書・「鎌」一一三一五)
- <u>47</u> ースクール出版部、一九九四年) 細川涼一「中世非人論の現状と課題」(『中世の身分制と非人』、日本エディタ
- 上田註(11)論文でも、「出家前の忍性や、乗詮の行動は、文殊信仰および宿

- 来たことを考えさせる」としており、細川涼一氏も叡尊は忍性が民間信仰レベ ルで持っていた文殊信仰を西大寺流に吸引して、非人救済の理論的支柱にした における供養が、特定の布教の結果ではなく、いわば下からおのずと芽ばえて と評価している。「叡尊・忍性の慈善救済」(註(47)『中世の身分制と非人』)
- 『西大寺叡尊伝記集成』(註(40))
- 『本朝高僧伝』和州西大寺沙門信空伝(註(4)

51

- 「額」五八・六○。なお市史史料集では、断簡として別々に収載されている。
- 中に、「額安寺形同現在」として実玄蓮宗房と道位唯寂房の名が記され、叡尊よ り菩薩戒を授けられた二名の弟子が額安寺にいたことも知られる。 西大寺叡尊像納入文書の弘安三年(一二八〇)九月十日「授菩薩戒弟子交名」
- 『大和郡山市史』(一九六六年)
- いて」(『仏教芸術』一九九、一九九一年)。ただし叡尊・忍性と直接結びつく決 め手はない。 鈴木喜博「大和郡山・良福寺文殊菩薩騎獅像と像内納入の文殊菩薩印仏につ
- 額安寺本尊虚空蔵菩薩修理銘(註(40)『西大寺叡尊伝記集成』
- 55 六八~一九六七〇) 関東祈禱寺注文案(極楽寺文書・利生護国寺文書・西大寺文書、「鎌」一九六
- <u>57</u> **『金沢文庫資料全書第五巻戒律編一』 (神奈川県立金沢文庫、一九八一年)**
- <u>58</u> 「鎌」二二三七四)。正和五年(一三一六)十一月二十六日額安寺塔供養願文 に完成をみる。 (奈良国立文化財研究所『西大寺関係史料』、一九六八年)によれば、塔は同年 嘉元三年(一三○五)十月二十七日信空五重塔供養願文案(「額」雑記一・
- 学シリーズ『考古学と生活文化』、一九九四年)・山口註(27)論文など。 服部伊久男「国宝額田寺伽藍並条里図にみえる墓について」(同志社大学考古
- $\widehat{60}$ 教育委員会、一九八三年) 奈良県文化財保存事務所『重要文化財額安寺五輪塔修理工事報告書』 (奈良県
- 「額」雑記三

「極楽寺第三長老善願上人忌日田」が置かれていたことが知られる

康永二年(一三四三)十一月二十五日西大寺衆徒連署定置(「寺」六)からは

 $\widehat{61}$

- 註 (6): 『奈良県史7石造美術』 (名著出版、一九八四年): 『奈良県史6寺院! (名著出版、一九九一年)などで、それぞれ銘文の読みが幾分異なる。 以下、『大和郡山市史』註(53):『重要文化財額安寺五輪塔修理工事報告書』
- 『西大寺叡尊伝記集成』(註 (4))

64

- 『西大寺関係史料』(註(58))

67

小野塚充巨「中世鎌倉極楽寺をめぐって」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行

璋尊である可能性を指摘しているが、鎌倉極楽寺僧と推定している。元応二年 会『荘園制と中世社会』、東京堂出版、一九八四年)も「額安寺縁起」の障尊が 祖父璋尊手譲与」とあり、尼戒也が璋尊の孫であることがわかる。 (一三二〇) 四月の尼戒也田地売券 (「額」五一・「鎌」二七四六七) には、「自

- <u>69</u> 68 **『続群書類従』雑部**
- 70 **「寺」二八、「鎌」二七八六五** 「寺」三一、「鎌」二四一四九
- <u>71</u> **「寺」二九、「鎌」二七八六六**
- 三三三
- 岩波書店、一九九七年)参照。 八七年)・稲葉伸道「鎌倉末期の興福寺大乗院門主」(『中世寺院の権力構造』) 慈信については、安田次郎「永仁の南都闘乱」(『お茶の水史学』三〇、一九
- 月二十五日条)など (『大乗院寺社雑事記』)・「大乗院院主次第」(『大乗院寺社雑事記』文明二年四 「興福寺別当次第」(『大日本仏教全書 興福寺叢書第二』)・「大乗院日記目録
- 75 (中世寺院史研究会『中世寺院組織の研究』、法藏館、一九八五年) 大石雅章「善・律・浄土の興隆と葬祭の変化―王家の葬祭を中心として―
- 76 年)・斉藤彦司「駿州霊山寺と石造遺品」(「三浦古文化」四一、一九八七年)・ とあり、慈真(信空)との関係を伝えている。 「額安寺縁起」には「明星石ト申伝ル池嶋宝篋印塔在之、是ハ慈真和尚為母作之」 川勝政太郎「大蔵派石大工と関係遺品」(『史迹と美術』四四九、一九七四 「関東形式の宝篋印塔」(『神奈川地域史研究』 七、一九八八年)など。なお
- 77 稲葉註 (73) 論文
- (78) 安田註(73)論文も、慈信が西大寺流律宗と深い関係を持ち、律僧を通じて得 宗ともつながりがあったと推測している。
- $\widehat{79}$ 究会『民衆生活と信仰・思想』、雄山閣、一九八五年)・『安堵町史本編』(註 (45)) など。 太田順三「中世の民衆救済の諸相―橘勧進・非人施行・綴法師―」 (民衆史研
- 80 「額」板屋瀬一
- 81 「額」板屋瀬七
- 82 (8)『西大寺関係史料』)にも、額安寺の名は明記されている。 なお明徳二年(一三九一)や永享八年(一四三六)の『西大寺末寺帳』 (註
- 83
- 84 師寺・法隆寺などであり、村落寺院は文字通り一カ村に一つある寺院である。 ハ村落寺院寺社に分類している。中規模寺院は正暦寺・西大寺・唐招提寺・薬 吉井敏幸氏は大和国の寺院神社を分類して、イ権門寺社、ロ中規模寺院寺社、

間ということになる。従来の寺院史研究においては、黒田俊雄「在村寺院 体的な寺院に即して使用したにすぎず、規模的には吉井氏の分類のロとハの中 化財研究所、一九八九年)。本稿での地域寺院という概念は額安寺という個別具 った。今後の課題としておきたい。 など、多くの概念が提示されていることもあり、十分な検討を行う余裕がなか 義「在地寺院」(「中世寺院と社会・国家」『日本史研究』三六七、一九九三年) 寺院」(「中世前期の寺院と民衆」『日本史研究』二六六、一九八四年)・久野修 (「中世寺社勢力論」 『岩波講座日本歴史中世2』、一九七五年)・田中文英「村落

「郷社と村落寺社の成立と展開」(『中世村落寺社の研究調査報告書』、元興寺文

(滋賀県立大学人間文化学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(一九九九年八月二六日 審査終了受理

The Kakuan-ji Temple and Its Vicinity in the Medieval Era

MIZUNO Shoji

The document possessed by the Kakuan-ji temple comprises of the land contracts during the Heian and the Kamakura periods. The majority of them are attributed to the latter half of the Kamakura era. They show that the lands acquired by the temple were scattered widely around the temple. During the later Kamakura era, powerful clans based around the temple, such as the Harumichi clan, began to establish a close relationship with the Kakuan-ji temple. The Kakuan-ji temple, originally founded by the Nukatabe and the Munaoka clans, functioned as the spiritual center for those clans. However, the temple came to expand its influence over the area through conversion, and by the donation and contract of the land, and it eventually emerged as the powerful political center of the area.

As the temple was more involved with the local people, the relationship with the founder clans weakened. During that time, the Monju belief flourished and the Kakuan-ji temple approached two monks, Eison and Ninshou, who belonged to the Ritsushu sect of the Saidai-ji temple. Gakushun of the Harumichi clan resided in the Kakuan-ji temple and supported the monks Eison and Ninshou. He eventually merged the Kakuan-ji temple into the Ritsushu sect. His son, Shinku, later succeeded Eison and held the most powerful position in the Saidai-ji temple. Before 1303, the Kakuan-ji temple was already under the influence of the Saidai-ji temple.

As the Kakuan-ji temple came to belong to the Ritsushu sect, it extended memorial services to the people. The temple held the tomb of the monk Ninshou, and that of Morifusa of the Hojo clan. A monk, Jishin of the Daijouin temple, decided on the Kakuan-ji temple for his own burial ground and donated his land property to hold perpetual memorial services for him.

An official notice in the Late Medieval era shows that the Nukatabe area was under the jurisdiction of the Kakuan-ji temple, which boasted uncontested power in the region.